

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面)

平成 30 年 4 月 1 日

住友商事株式会社

住商メタレックス株式会社

平成 30 年 4 月 1 日

東京都中央区晴海一丁目 8 番 11 号
住友商事株式会社
代表取締役 高畑 恒一



東京都千代田区神田錦町一丁目 4 番地 3
住商メタレックス株式会社
代表取締役 山脇 義史



住友商事株式会社と住商メタレックス株式会社
との吸収分割に関する事項について

住友商事株式会社（以下、「吸収分割会社」といいます。）と住商メタレックス株式会社（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）は、平成 30 年 1 月 30 日付吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、平成 30 年 4 月 1 日午前 0 時を効力発生日として行われた、吸収分割承継会社が吸収分割会社の金属事業部門にて営む本件事業（吸収分割契約第 1 条に定める事業）に関する権利義務を承継する吸収分割（以下、「本分割」といいます。）に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条各号が定める事項が、以下のとおりであることをご報告いたします。

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）
平成 30 年 4 月 1 日午前 0 時
2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）
 - (1) 吸収分割会社における株主の差止請求
本分割は、会社法第 784 条の 2 但書に定める場合に該当するため、会社法第 784 条の 2 の規定による請求権は発生いたしません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求
本分割は、会社法第 785 条第 1 項第 2 号に定める場合に該当するため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。
 - (3) 新株予約権買取請求
本分割に際して会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。
 - (4) 債権者の異議
吸収分割会社は平成 30 年 1 月 31 日付官報及び同日付で開始した電子公告において、同社の債権者に対し、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。
3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定によ

る手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 吸収分割承継会社における株主の差止請求

本分割において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収分割承継会社は、平成 30 年 1 月 31 日付で同社の株主に対し、会社法第 797 条第 3 項に定める通知を行いました。同条第 1 項の規定に基づく株式買取請求権を行使した株主はおりませんでした。

(3) 債権者の異議

吸収分割承継会社は、平成 30 年 1 月 31 日付官報及び同日付日刊工業新聞紙上において、同社の債権者に対し、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議申述を行った債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

吸収分割承継会社は吸収分割会社より、平成 30 年 4 月 1 日午前 0 時をもって、吸収分割会社の金属事業部門にて営む本件事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産、負債の額（概算値）は、次のとおりです。

資産：金 518 百万円（平成 30 年 1 月 30 日現在）

負債：金 3 百万円（平成 30 年 1 月 30 日現在）

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

平成 30 年 4 月 2 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上